

令和5・6・7年度

三次市小規模修繕契約希望者登録申請書受付票

1 商号又は名称 _____

2 代表者氏名 _____

3 所在地 _____

※市税の滞納がある場合、分納誓約書による納付確認を係員が直接行います。

※登録の有効期間は、登録認定の日から令和8年3月31日までです。

ただし、令和8年度においても、その年度の登録が認定されるまでは有効とします。

※次回（令和8年度）以降の登録手続きについて、個別に通知・案内等を行いません。

広報みよし及び三次市ホームページでご確認ください。

上記の者について、この申請書を受付けました。

令和 年 月 日

収受印